

なお生活困窮の状況が続いている皆さまへ

— 自立相談支援機関へのご相談と貸付期間の延長のご案内 —

総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長となる方

貸付延長となる方は、原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合です。

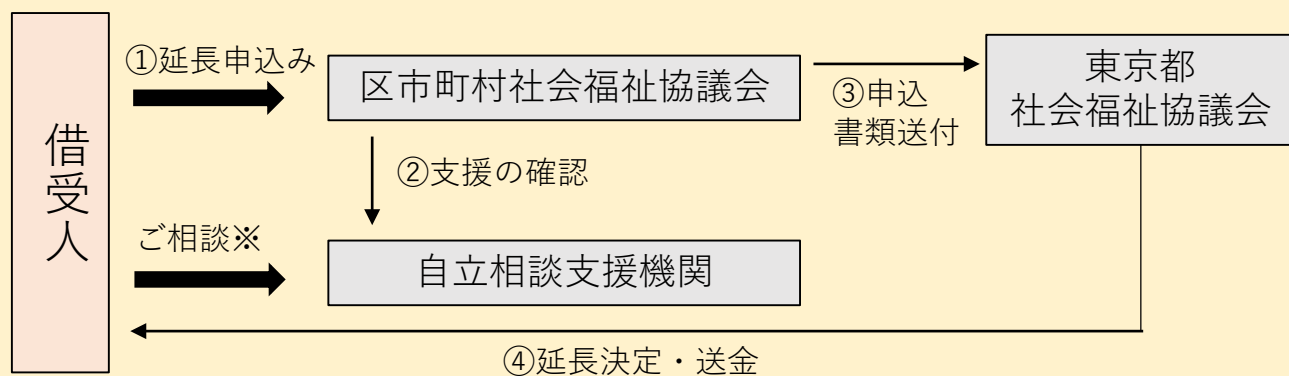
※ 総合支援資金の特例貸付の初回貸付を受けており、9月までに3月目である貸付期間が到来することが必要となります。

7月以降に初めて特例貸付を申請する方は、以下のとおりの取扱いとなります。

7月	8月	9月	10月	11月	12月	注意点
小口	総合	総合	総合			貸付延長できません
総合	総合	総合	延長	延長	延長	貸付延長対象です
なし	小口	総合	総合	総合		貸付延長できません
なし	なし	小口				総合の申請はできません
なし	なし	総合	総合	総合		貸付延長できません

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。



※住宅、仕事、生活などについて、生活困窮者自立相談支援機関にご相談ください。

総合支援資金の特例貸付の延長に関する Q & A

Q. 延長貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

A. 1回（3か月以内）までです。

Q. 特例貸付の延長申込みはいつまで出来ますか？

A. 令和2年9月末までとなります。

Q. 延長申込みには何が必要ですか？

A. ①延長貸付申込書、②借用書（延長貸付）、③延長貸付にかかる申出書をご用意ください。

Q. 自立相談支援機関にどのように支援を申し込むのですか？

A. 上記③「延長貸付にかかる申出書」を区市町村社協から自立相談支援機関へ提供し、継続的な支援を受けることを自立相談支援機関が確認します。

自立相談支援機関に関する Q & A

Q. 自立相談支援機関とはどんな機関ですか？

A. 住宅、仕事、生活などの相談窓口です。自治体が直営又は委託（社会福祉法人、NPO等）により運営しています。

全国905の福祉事務所設置自治体で、1,336箇所設置されています。

Q. 自立相談支援機関はどこにありますか？

A. お住まいの区市町村にあります。

お住まいの地域の窓口はこちらでご確認できます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>



Q. 自立相談支援機関の支援は誰でも受けられますか？

A. 自立相談支援機関へのご相談はどなたでも可能です。

自立相談支援機関では、生活状況等のお話を聞かせていただき、支援が必要と判断される場合に、支援の決定を行いますが、生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内することがあります。